

役員報酬返上についてのお知らせ

この度のレストランメニュー表記の問題におきまして、お客さまをはじめ多くの皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを真摯に受け止め、その責任を明確にするために、本日の取締役会におきまして以下の四名の役員報酬の一部を返上することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

今後も社会的責任を果たすべく、再発防止策の徹底とさらなるコンプライアンスの強化に努めてまいります。

記

対象役員	報酬返上内容
株式会社三越伊勢丹ホールディングス ・代表取締役会長執行役員 ・代表取締役社長執行役員	報酬の10%を3ヶ月間 平成25年12月～平成26年2月
株式会社三越伊勢丹ホールディングス ・取締役専務執行役員	報酬の10%を2ヶ月間 平成25年12月～平成26年1月
株式会社三越伊勢丹 ・執行役員	報酬の10%を1ヶ月間 平成25年12月

以上

本件に関する報道の皆様のお問合せは
株式会社三越伊勢丹ホールディングス業務本部総務部コーポレートコミュニケーション担当広報までお願いいたします。

TEL03-5843-6041 FAX03-5843-6040